

電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能要件に関する事項

改正規則

安全設備規則

改正事項

電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能要件に関する事項

改正理由

2006 年 12 月に開催された IMO 第 82 回海上安全委員会（MSC82）において、決議 MSC.232(82)が採択され、2009 年 1 月 1 日以降船舶に搭載される電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準が改められた。

今般、決議 MSC.232(82)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準を改めた。主な改正内容は次のとおり。

- (1) 電子海図情報表示装置（ECDIS）の表示器の性能要件を改めた。
- (2) 電子海図の表示に関する要件を改めた。
- (3) 電子海図情報表示装置（ECDIS）の計算機の精度要件を改めた。
- (4) ラスター海図表示装置（RCDS）の表示器の性能要件を改めた。
- (5) ラスター海図の表示に関する要件を改めた。
- (6) ラスター海図表示装置（RCDS）の計算機の精度要件を改めた。